



レベルアップ 科目解説 労働基準法

基本テキストを通読しただけでは理解しにくいテーマや
頻出テーマについて、わかりやすく動画で解説します。

社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



● 労働契約の契約期間（法14条1項）

学習のポイント

長期間の労働契約を締結することは、法5条で禁止されている強制労働につながります。そこで、契約期間については、原則3年（一定の者は5年）を上限としています。なお、「期間の定めのない労働契約」を締結することは違法ではありません。

条文

労働契約は、**期間の定めのないもの**を除き、**一定の事業の完了に必要な期間**を定めるもの*¹のほかは、**3年**（次のいずれかに該当する労働契約にあっては、**5年***²）を超える期間について締結してはならない。

イ) 専門的な知識、技術又は経験（以下「**専門的知識等**」という）であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る）との間に締結される労働契約

ロ) **満60歳以上**の労働者との間に締結される労働契約（イ）の労働契約を除く）

✓ここをチェック!

期間の定めのない労働契約

期間の定めのある
労働契約

原則：**上限3年**
例外1：a) 有期的事業 b) 認定職業訓練の受講者
例外2：**上限5年**：a) 専門知識労働者 b) 60歳以上

有効

(1) 期間の定めのない労働契約

- 「期間の定めのないもの」とは、いわゆる正社員の労働契約がそれに当たり、この場合は、労働者はいつでも解約できる自由があるため、本条の対象とはなりません。
- 定年制**は、労働契約の終期を定めたものであって、定年に達するまでの間においては期間の定めのない契約であり、労働者はいつでも労働契約を解約する自由があるため、本条の禁止する長期契約には当たりません。

(2) 期間の定めのある労働契約

- 期間の定めのある労働契約の原則は、**3年を超える**期間について締結してはなりません。
↓ ただし…
- 次の場合には、「**3年を超える期間**」について、締結することができます。

*¹ 「**一定の事業の完了に必要な期間を定めるもの**」とは、建設工事現場等（有期的事業）の労働者との間において締結する「その事業の終期までの期間を定める労働契約」がこれに当たる。この場合は、その事業終了までを一期間とする労働契約（契約期間の上限に制約はない）を締結することができる。

法70条の認定職業訓練を受ける労働者との間に締結される労働契約についても、その職業訓練期間の範囲内を一期間とする労働契約を締結することができる。

*² 「**契約期間の上限を5年**」とするものは、

イ) **高度の専門的知識等を有する労働者**との間に締結される労働契約
この場合、当該労働者が、高度の専門的知識等を必要とする業務に就いていない場合は、その契約期間の上限は3年となる。

ロ) **60歳以上の労働者**との間に締結される労働契約
この場合、3年を超える労働契約の締結時に**満60歳以上**でなければならない。

Advance

① 「高度の専門的知識等」の基準

a) 博士の学位を有する者

b) 次のいずれかの資格を有する者

・公認会計士 ・医師 ・歯科医師 ・獣医師 ・弁護士 ・一級建築士 ・税理士
・薬剤師 ・社会保険労務士 ・不動産鑑定士 ・技術士 ・弁理士

c) ITストラテジスト試験、改正前システムアナリスト試験又はアクチュアリーに関する資格試験に合格した者

d) 特許法に規定する特許発明の発明者、意匠法に規定する登録意匠を創作した者又は種苗法に規定する登録品種を育成した者

e) 農林水産業の技術者、鉱工業の技術者、機械・電気技術者、建築・土木技術者、システムエンジニア、デザイナー又はシステムコンサルタント（一定年数以上の実務経験を有するものに限る）の業務に就こうとする者であって、労働契約の期間中に支払われることが確実に見込まれる賃金の額を1年当たりの額に換算した額が、**1,075万円**を下回らないもの